

【判例研究】 関西学院大学商法研究会

車両盗難保険の立証責任に

関する二つの最高裁判決

最判(三) 平成一九年四月一七日判時一九七〇号三三頁
 最判(二) 平成一九年四月三日判時一九七〇号一〇六頁

伊勢田 道 仁

【事実の概要および判旨】

〔①事件〕最判(三) 平成一九年四月一七日
 (事実の概要)

A(原告人)は、平成一二年一月ごろ、それまで所有していた車両の下取り価格を六〇万円とし、これに加えて頭金八〇万円、割賦払金二六三万五五〇〇万円を支払う約定で、家用普通乗用自動車(トヨタセルシオ。以下「本件車両」という)を購入し、平成一四年七月にその代金を完済した。Aは、平成一三年一月二日、B損害保険会

車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決

社(被告上告人)との間で、本件車両につき、被保険者をA、車両損害保険金額を四五〇万円、保険期間を同日から一年間とする家庭用自動車総合保険契約(本件保険契約)を締結した。

本件保険契約に適用される約款(本件約款)には次の定めがある。

ア. B社は、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故」によって被保険自動車に生じた損害及び「被保険自動車の盗難」による損害に対して、被保険者に保険金を支払う。(第六章車両条項第一条一項。以下、「本件条項一」という。)

イ. B社は、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主等(以下、「保険契約者、被保険者等」という)の故意により生じた損害に対しては、保険金を支払わない。(同章第四条(1)。以下、「本件条項二」という。)

Aは、平成一四年一〇月二日午後一時ごろ、同人の居住するマンション一階にある駐車場に本件車両を駐車し、福岡空港から同日午後四時発の便でフィリピンに出発し、同日二日午後三時ごろ、フィリピンから帰国した。

本件車両は、平成一四年一〇月二日午後七時二十分ご

一八七

ろ、A以外の何者かによって、上記駐車場から持ち去られた（以下これを「本件車両持ち去り」という）。本件車両持ち去りの状況は、上記駐車場に設置された防犯ビデオにより撮影されていた。

Aは、本件車両の盗難により損害をこうむったと主張して、B社に対し、本件保険契約に基づき保険金の支払いを求めた。

原審（福岡高判平成一八年二月二三日）は、次のとおり判示して、Aの請求を棄却した。本件保険契約に基づき保険金を請求する者は、被保険自動車の盗難その他偶然な事故の発生を主張、立証すべき責任を負担すべきものと解される。本件の具体的事情を総合すれば、本件車両を持ち去った人物が被保険者であるAと全く無関係の第三者としてこれを窃取したのではなく、Aと意を通じていたのではないかとの疑念を払拭することができない。したがって、Aは、本件車両持ち去りが盗難その他の偶然な事故によるものであることを証明するに至っていない。

Aは、これを不服として上告。

（判旨）破棄差戻し。

一、一般に盗難とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転であると解することができるが、……被保

険自動車の盗難という保険事故が保険契約者、被保険者等の意思に基づいて発生したことは、本件条項二により保険者において免責事由として主張、立証すべき事項であるから、被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項一に基づいて車両保険の支払を請求する者は、「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という外形的な事実を主張、立証すれば足り、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負わないというべきである。

二、原審は、本件条項一に基づいて車両保険金の支払を請求する者は被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることにつき主張立証責任を負うと解した上、本件においてはその証明がないとして、上告人の被上告人に対する請求を棄却したものである。しかし、前記事実関係によれば、被保険者である上告人以外の者が本件車両をその所在場所から持ち去ったことは明らかになつていないというべきであるから、保険事故の発生が立証されていないとして上告人の請求を棄却することはできない。

〔②事件〕最判（一）平成一九年四月二三日

（事実の概要）

C（上告人）が盗難被害にあったとする車両（平成八年に新車登録がされた三菱パジェロ。以下、「本件車両」という）は、平成一三年七月に事故により破損したことから修理のためにCの経営する修理工場に持ち込まれてきたものをCが無償で譲り受けたものである。Cは、同年一月二日、本件車両の所有者を同人名義とする登録をしたうえ、本件車両の破損箇所を修理し、付属品や盗難防止装置も取り付けるなどして本件車両を使用していた。なお、Cが前所有者から受け取った本件車両のキーは、スペアキー一本のみであった。

Cは、平成一三年二月一日、D損害保険会社（上告人）との間で、本件車両につき、車両損害保険金額を二四〇万円、保険期間を同日から一年間とする一般自動車総合保険契約（本件契約）を締結した。

本件保険契約に適用される約款（本件約款）の車両条項一条一項には、D社は、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故」によって被保険自動車に生じた損害及び「被保険自動車の盗難」による損害に対して、車両条項および

車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決

一般条項に従い、被保険自動車の所有者に車両損害保険金を支払う旨の定めがある。（以下、「本件条項」という。）

Cは、平成一四年五月二二日午後二時ころ、大阪府富田林警察署小金台交番に赴き、買い物のために訪れたシヨックピングセンターの五階屋上駐車場（受付や駐車ゲートはなく、顧客車両が自由に出入りできる。）に本件車両を駐車していたところ、同日午後〇時ころから同日午後一時四〇分ころまでの間に盗難（本件事故）にあった旨の盗難届けを提出した。Cは、当時、自動車修理業を営むかたわら、清掃会社にも勤務していたが、同日午後〇時ころ清掃会社を退社し、自らの自動車修理工場に出勤するまでの間に、上記シヨックピングセンターを訪れたものであった。

Cは、当時一〇〇万円以上の負債をかかえており、また、平成一〇年六月に自己の工場内に鍵を付けたまま駐車中の車両を盗まれたとして保険会社から車両保険金を受領したなどの保険金詐欺事件で起訴され、平成一二年二月に有罪判決を受けたことがあった。

Cは、平成一四年八月二三日、D社に対し、本件保険契約に基づき車両損害保険金の支払を請求した。これに対し、D社は、（i）Cは、平成七年九月にその所有に係るホンダオプアメリカがフロントガラスを割られるなどの被害を受

一八九

けたとして保険会社から車両保険金を受領し、平成八年一月にも同じホンダオプアメリカが盗難にあったとして車両保険金を受領していたにもかかわらず、D社による過去の盗難被害歴の調査に対し「なし」と回答したものであり、このことは、本件約款の一般条項一五条四項所定の免責事由であるD社に提出する書類への不実記載に該当すること、(ii)本件車両の盗難被害の申告は信ぴょう性に乏しく、本件事故は、その偶然性に疑問の余地があるので、本件条項という保険事故に該当しないことを理由として、保険金の支払を拒否した。

原審（大阪高判平成一七年六月二日）は、次のとおり判示して、Cの請求を認容した。

本件約款によれば、被保険自動車の盗難は保険金請求権の成立要件であり、したがって、保険金請求者において、被保険自動車に盗難事故が発生したことを主張、立証すべき責任がある。しかし、車両の盗難は、通例、所有者の不知の間に秘密裡に行われ、多くの場合、その痕跡を残さないものであるから、その立証の程度については、当該事故前後の状況や所有者、使用者の行動、とりわけ車両の管理使用状況等に照らし、外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況が立証されれば、盗難事故

であることが事実上推定されるというべきであり、これに対し、その推定を覆すには、保険者の側で、その事故が保険金請求者の意思に基づき発生したと疑うべき事情を立証しなければならぬ。

本件において、本件事故前後の状況やCの行動、とりわけ本件車両の駐車状況に照らし、外形的・客観的にみて第三者による本件車両の持ち去りとみて矛盾のない状況が立証されているということができる一方、本件事故がCの意思に基づき発生したと疑うべき事情は立証されていないから、本件事故は盗難に該当する。

D社は、これを不服として上告。

(判旨) 破棄差戻し。

一、「①事件とはほ同様の判示のあとに続けて」……被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、被保険自動車を持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負うものではない。しかしながら、上記主張立証責任の分配によっても、上記保険金請求者は、「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という盗難の外形的な事実を主張、立証する責任を免れるものでは

ない。そして、その外形的な事実は、「被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」という事実から構成されるものといふべきである。

二、原審は、本件保険契約に基づいて車両損害保険金を請求する者は保険事故の偶発性を含めて保険事故が発生した事実を主張、立証すべき責任を負うとする一方、「外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況」が立証されれば、盗難の事実が事実上推定されるとした上、本件では、上記「矛盾のない状況」が立証されているので、盗難の事実が推定されるとしている。しかしながら、上記保険金請求者は、盗難という保険事故の発生としてその外形的な事実を立証しなければならないところ、単に上記「矛盾のない状況」を立証するだけでは、盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証したことになるのではないことは明らかである。したがって、上記「矛盾のない状況」が立証されているので盗難の事実が推定されるとした原審の判断は、上記一の主張立証責任の分配に実質的に反するものといふべきである。

車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決

【研究】

一・車両保険における故意の立証責任

(1) 従前の議論

商法六二九条は「偶然なる一定の事故」によって生じた損害を填補する契約が損害保険であると定義する。そして、商法六四一条には保険契約者側の「悪意若しくは重大な過失」によって生じた損害は保険会社が免責されるとの定めがある。わが国で一般に用いられている自動車総合保険約款の規定も、具体的な事故様態が例示されていることを除けば、商法の規定と基本的に同構造である。

通説によれば、商法六二九条にいう「偶然」とは、契約時において保険事故の発生・不発生が確定していない（不確定性）という意味であり、発生した保険事故が請求者側の意思によらないものであった（非故意性）という意味を含まないとされる。⁽¹⁾しかし、傷害保険に関して、非故意性の立証責任が保険金請求者側にあると判示した平成一三年最高裁判決の出現以降、⁽²⁾火災保険や車両保険に関して、保険事故が故意により生じたものではないことは請求者側が立証責任を負うとする主張が保険会社側から頻繁になされるようになった。

この平成一三年最高裁判決に対しては学説の批判が強⁽³⁾、平成一六年最高裁判決⁽⁴⁾によって、火災保険については非故意性の立証責任が請求者側にあるという主張は明確に否定されるに至った。

しかし車両保険については、下級審の立場は一貫しておらず、学説の中には、モラル・リスクの存在を強調しつつ、⁽⁵⁾商法六二九条の「偶然」には具体的に発生した保険事故が予知できないものであった（非故意性）という意味もあるとして、通説的見解を批判し、故意により生じたものではないという意味での「偶然性」の立証責任を保険金請求者に負わせるべきだという主張もあり、⁽⁶⁾議論の余地が残されていた。

(2) 平成一八年最高裁判決

このような状況下で、最高裁判所は、車両保険金請求事件における立証責任に関し、平成一八年六月一日（第一小法廷）⁽⁷⁾および同年六月六日（第三小法廷）に二件の判決を出した。両判決とも「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害」を保険事故とする家用自動車総合保険（SAP）約款の車両条項

に関するものであり、以下の通り主要部分は全く同一の判示内容である。

平成一八年判決は、まず、商法六二九条にいう「偶然」とは不確定性を意味し、非故意性を意味しないこと、及び、商法六四一条にいう契約者らの「故意」は免責事由として保険者が立証責任を負うことを確認した上で、SAP約款の車両条項に規定された「偶然」の文言は商法六二九条の「偶然」と同義であって、非故意性を意味しない旨を述べている。そして同条項の「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他」との規定は、保険契約成立時に発生が不確定な事故は、すべて保険事故であることを分かりやすく例示したものである旨を述べる。

同判決は、車両の水没（六月一日判決の事案）、または、車両の表面に傷をつけられたこと（六月六日判決の事案）が、「保険事故に該当する」として本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わないというべきである。」と結論している。

そうすると、水没や落書のケースにとどまらず、上記例示中に含まれる盗難についても、保険事故とされるために

は保険契約成立時に発生が不確定であればよいはずである。また、六月六日判決は、SAP約款の「保険契約者らの故意によって生じた損害に対しては保険金を支払わない」旨の条項を商法六四一条と同様の権利障害規定たる免責事由である旨を確認しているが、この規定も盗難に対して等しく適用されることが予測された。

(3) 本件平成一九年最高裁判決の意義

本件①事件および②事件判決は以上のような背景のもとで出されたものであり、最高裁が、自動車保険約款の車両条項に関して、保険事故の発生が故意によるものでないことにつき保険金請求者が主張立証責任を負わないことを、車両盗難事故について、改めて確認した点に第一の意義が認められる。

つぎに、本件①事件および②事件における新型家庭用自動車総合保険の約款は「当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害および被保険自動車の盗難による損害に対して、この車両条項および一般条項に従い、被保険自動車の所有者に車両損害金および費用を支払います。」と規定し、従来のSAP

車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決

約款とは異なり、盗難のみを「偶然な事故」から括りだし別に規定している。この点をとらえて、本件で損保会社側は盗難事案においては故意の立証責任について異なった取り扱いがされるべきであると主張した。

しかしながら、訴訟での利用を予測して約款の規定様式により立証責任の所在を密やかに変更したものとすれば、あまりにも狡猾な方法である。また、立証責任の転換は保険金請求者にとって著しい不利益であるのに、契約締結時において明確な説明もなく当該約款にかかる効果を認めることは、消費者契約法の観点からしても疑問がある。本件最高裁判決が明快に判示しているように、本件約款の規定は、平成一八年判決が扱っているSAP約款規定と文言は異なっているが、分離された「盗難」は保険事故となる損害を例示的に列挙したにすぎず、実質的にはSAP約款と異なる契約内容を規定したものであるとは解すべきではない。すなわち、新型家庭用自動車総合保険の約款のものでないことにつき保険金請求者は主張立証責任を負わない。したがって、少なくとも車両保険については、単なる約款規定の様式の違いによって保険事故の範囲や立証責任の所在に相違が生じるものではないことを明らかにした点にお

いても、本件最高裁判決の第二の意義が認められる。

第三の、そして最も重要な意義として、最高裁は②事件において、上記の立証責任の分配を前提としても、保険金請求者は「盗難の外形的事実」を主張・立証しなければならぬとした。実はこの点は、「盗難」という保険金請求権発生の要件事実に関して、実務上、極めて重要な影響力をもつ判示である。

二、保険金請求権の発生要件

(1) 盗難発生の外形的事実

被保険自動車盗難にあつたという場合、発生現場に何らかの窃盗の痕跡が残されているか、目撃者が存在するか、被害車両が発見されるか、あるいは窃盗犯人が検挙されるかしない限り、一般人にとって盗難事故の発生自体を直接立証することは困難である。しかし、経験則からすれば、盗難の直接的な証拠が存在している場合はむしろまれであるといえる。そうだとすると、盗難発生の事実について完全な証明を求めることは、請求者にとって過酷な結論を導きやすい。このような配慮から、②事件の高裁判決は、「車両の盗難は、通例、所有者の不知の間に秘密裡に行われ、多くの場合、その痕跡を残さないものであるから、そ

の立証の程度については、当該事故前後の状況や所有者、使用者の行動、とりわけ車両の管理使用状況等に照らし、外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況が立証されれば、盗難事故であることが事実上推定されるというべきであり、これに対し、その推定を覆すには、保険者の側で、その事故が保険金請求者の意思に基づき発生したと疑うべき事情を立証しなければならない。」としている。

本件最高裁判決は、このような見解は保険金請求者および保険者間の立証責任の分配に実質的に反するものであるとして、請求者は「盗難の外形的事実」すなわち、「被保険者の占有に係る被保険自動車に保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」および「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去つたこと」という事実を主張、立証しなければならないとしたのである。

(2) 主張立証すべき事実の範囲に関する学説

保険金請求者が主張立証すべき事実の範囲については、学説上、いわゆる損害説と事故説、および盗難説の対立がみられる。盗難事案の場合、故意の立証責任が保険者側にあることを前提とすれば、損害説では「損害の発生」のみ

で足りるとするため、かつて存在した車両が現在は存在しないことを主張立証すれば足りるが、事故説ではそれに加えて「盗難発生の外形的事実」を主張立証しなければならぬ。盗難説は、他の保険事故と異なり盗難事案については請求者が故意でないことの立証責任を負うとするものである。

(a) 損害説

オールリスク型保険契約の性質上、保険金請求者は、保険事故が生じたという事実および保険事故と損害との間の因果関係の存在について立証すべき必要性はなく、ただ損害が生じたことのみを立証すればよい、とする立場が損害説である⁽⁹⁾。すなわち、損害説の立場によれば、請求者が主張立証すべき事実は「損害発生の事実」、すなわち、①保険契約の存在、②保険の目的物である車両が消失したことのみである。

オールリスク型保険契約の場合には、請求者が証明すべき保険金請求要件に関して損害説の立場によることが論理的であるとされる。

(b) 事故説

事故説によると、請求者は、損害の発生のみならず、保険事故である「盗難」の発生についても主張、立証しな

車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決

ければならない。「盗難」という事故は本来の意義として意思によらずに物を喪失するというものであるから、その意義通りに考えると、被保険者自身の意思によらずに、自動車が消した事実を証明しなければならぬことになる。しかし、故意による事故であるという事実は保険者が立証責任を負うべきであるから、被保険自動車消失が請求者自身または請求者と通謀した第三者による偽装盗難ではなく真実の盗難であったという意味での事実までも請求者が証明しなければならぬ、とすべきではない。したがって、「盗難」の発生については、被保険者の意思によるという主観的な側面を除外して、外形上盗難があったといえるだけの事実が発生していることまでを請求者側が主張、立証すべきことになる⁽¹⁰⁾。

オールリスク型保険契約の場合であっても、事故説の採用可能性が理論上残されていないわけではないと思われる。また、危険限定型保険の場合には、オールリスク型保険を前提とする損害説が成立する余地はなく、当然に事故説によることになる。

(c) 盗難説

一部の実務家によって強力に主張されていた見解であり、車両保険の約款の文理解釈上、「事故」発生が保険金請求

権の発生要件であるとし、保険金請求者は「事故」発生の事実を他の類似の事実から識別できるように特定しかつ具體性をもって示さなければならず、この特定すべき事故が「盗難」である場合には、保険金請求者が意思によらずに占有を喪失したことを主張立証しなければならぬとする説である。⁽¹¹⁾

同説の論者によれば、保険金請求者が事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張立証すべき責任を負わないとした平成一八年最高裁判決も、「事故」の発生自体について主張立証責任を負わないとしているわけではないとされる。すなわち、水没やいたずら事案と盗難事件では立証責任の所在を区別する立場である。

(3) 本件最高裁判決の立場——事故説

最高裁は、上記の立場のうち、事故説を採用したことは明らかである。すなわち、本件①事件において盗難事案についても故意の立証責任は保険者にあるとして盗難説をとらず、また、本件②事件において保険金請求者は盗難の外形的な事実を主張立証する責任を免れるものではないとして損害説をとらなかつた。

すなわち、故意の立証責任が保険者にあるとする点は水

没や落書きのケースと同じであるが、盗難の場合には他の事故類型とは異なり、保険金請求者にも保険事故発生の外形的事実について一定の主張立証責任があるとしたわけである。盗難の外形的事実の具体例としては、車が持ち去られる場面や不審者が映った防犯カメラ、車がなくなった日の警報装置日作動状況、駐車場など現場の痕跡、警察への被害届、などがあげられる。

この最高裁の判断の背景には、水没や落書きのケースでは車の状態を確認することができるのに対して、盗難の場合は持ち去られたのかどこかに隠しているのか簡単には見分けられないという事情があるためと思われる。すなわち、盗難偽装による保険金の不正請求というモラル・リスクに対する警戒にほかならない。

三、本件最高裁判決に対する疑問

(1) 不正請求は本当に増加しているのか

上述のように、最高裁は故意の立証責任が保険者にあるとしながらも、盗難の場合には不正請求の防止に配慮して、とくに「外形的事実」の立証責任を請求者側に課したとみられる。

不正請求によるモラル・リスクの存在は、かねてから強

力に主張されていた。たとえば、西嶋博士は二〇〇一年の論文¹²⁾において、近年、警察による自動車盗難の認知件数が増加しているのに対して、検挙件数が減少していることを指摘し、自動車盗難は他の犯罪に比べて著しく検挙率が低く、約八割の事件が野放しにされていること、そして、かかる状況に対処するためには警察等の努力に加えて裁判所が立証責任についてきびしい姿勢をとることを提言している。

しかしながら、盗難事件が急激に増加しておりそれを防止することが緊急事であることは確かであるとしても、盗難偽装による不正請求が増えているかどうかは別問題である。不正請求の増加により盗難事件数が増えているという事実は統計上確認されておらず、むしろ詐欺事件の摘発数は近年減少しているのである。¹³⁾ たしかに、盗難事件のうち何割かが偽装による不正請求であることは経験則上明らかであろうし、保険実務の現場で疑惑のもたれる請求事案が多数みられることは事実であろうけれども、その割合が近年増加しているというのは推測の域を出ない。少なくとも、保険金の不正請求が著しく増加しているという主張を裏付ける客観的な数字は存在していない。

車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決

(2) 保険制度の設計思想

かりに統計数字には現れていないが保険実務の現場で疑惑のもたれる請求事案の増加が実感されていることが事実だとしても、不正請求対策として立証責任の転換が利用されるべきでないことは有力学説により、かねてから指摘されているところである。¹⁴⁾

その理由を要するに、保険契約における立証責任の分配は請求者の不正直を前提にして決定されてはならない、ということである。保険金請求者の偽装を疑わせるような事情が存在しない限り、請求者は一般に正直性が推定されるのであり、そのように設計されるのでなければ、本来、保険契約は成り立たないのである。¹⁵⁾

本件最高裁判決が出たことにより、実務的には今後事故説が採用されていくものと思われるが、事故説に関してはその不明確性が指摘されている。¹⁶⁾ 車両保険はオールリスク型保険であることから、損害説のもつ理論的な明快性も決して否定し去るべきではないと思われる。

本件最高裁は、故意の立証責任は保険者側としながらも、なお盗難の外形的事実の立証責任は保険金請求者側にあるとしたが、上記のような保険契約の設計思想に鑑みるならば、盗難の外形的事実の認定にあたっては、請求者の正直

性を前提とした解釈・運用がなされるべきであろう。

(3) 下級審に対する影響

本件最高裁判決が、車両保険一般について故意の立証責任が保険者にあることを前提にしつつも、盗難事案における保険金請求権の発生要件として請求者側に「盗難の外形的事実」の立証を要求したことの影響は小さくないと思われる。同判決は、車両保険一般について故意の立証責任が保険者にあることを明確にしたけれども、盗難事案に関する限り、目撃者や防犯ビデオなど、「第三者による持ち去り」を示す直接的証拠がある場合はともかく、それらが無い場合には、被保険者に何らかの疑わしい点があることにより（被保険者の故意が立証されなくても）、保険金請求が否定される傾向が生じるものと予測される。⁽¹⁷⁾

すなわち、間接事実の積み重ねによつて盗難事故であることに相当の蓋然性が認められたとしても、「盗難の外形的事実」という保険事故発生の高度の蓋然性がクリアできない限り、結局、保険事故発生の証明がないという事実認定になる可能性が高い。⁽¹⁸⁾

本件最高裁判決が設けた「盗難発生の外形的事実」という立証ハードルにより、事実審における裁判官の心証形成

が、従来の総合的判断に比べても、より請求者側に厳しい方向に働くことが懸念される。

四・「盗難発生の外形的事実」および「故意」の具体的内容
(1) 「第三者による持ち去り」の事実

筆者は、本件最高裁判決が盗難発生の外形的事実の具体的内容として「被保険者以外の者（第三者）による車両持ち去り」の立証を要求した点は疑問であると考ええる。

まず、本件最高裁の立場は、刑法における「盗難」という言葉の定義（占有者の意に反する第三者による財物の占有移転）に忠実な見解であるが、保険金請求事件では必ずしも刑法における「盗難」の定義に従う必要性はない。むしろ、約款全体の構成を前提として、約款に定められた保険事故として十分な要件を備えているかどうかという独自の観点から判断すべきである。

つぎに、第三者による持ち去りを証明する間接事実（目撃者や防犯カメラの映像）がある場合はよいが、そのような間接事実が存在しない場合には、請求者は立証の困難に直面するからである。多くの盗難は人目につかない時間・場所で行われ、また、駐車場には防犯カメラがあるとは限らないので、正直であるけれども盗難発生の立証ができな

い不運な請求者は保険金を受け取ることができないことになる。第三者による持ち去りを証明する間接事実がある場合であっても、実際には当該第三者と意を通じた偽装請求がありうるが、保険請求の事情に通じた狡猾な不正請求者は、第三者と意を通じて、あえて第三者による持ち去りを示すような間接事実を現場に残すことにより、容易に盗難発生の事実を証明することができるようになる。一方、防犯カメラなどの事前準備のない一般の無知な請求者は、盗難事案にあつて著しい証明困難を背負い込むことになる。

このような実際上の結果は不当だと思われる。さらに、「第三者による持ち去り」の立証を請求者に要求することは、逆から言えば、「本人は車を移動させていない」ことの証明を意味することになるが、「本人が車を移動させた」ことは故意による事故招致の典型事例にはかならないから、「第三者による持ち去り」を請求者に要求することは故意の立証責任が保険者にあることと矛盾する。したがつて、最高裁が「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去った」という事実について請求者側に立証責任を課したことは適切とはいえないし、少なくとも、この点について厳格な立証を求めることは妥当ではないと思われる。

車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決

(2) オセロ方式の立証

ところで、約款に定める保険事故としての盗難が発生したことの証明にあたっては、請求者側が、被保険車両が特定の場所に駐車していたことが確実であること、および、その後の特定の時点において車両が駐車場から消失し行方不明であることを主張立証する方法によっても可能であると考える。すなわち、時間的にみて始点と終点にあたるこれらの事実を証明することにより、車両は勝手に消滅したり自走したりするものではない以上、被保険者本人または第三者のいずれかが車両を移動させたことが証明される（これを有名ゲームにちなんで「オセロ方式」の立証とよぼう）。

最高裁がとる定式のように、被保険者以外の第三者が車両を持ち去ったことまで請求者側は立証する必要はない。なぜならば、保険金請求権発生要件の段階では、保険事故が被保険者の故意によるものである「可能性」が残されていてもかまわないからである。車両の持ち去りが被保険者本人またはその意を受けた第三者によるものであるという事実の立証責任はあくまでも保険者側にあるからである。ただし、これだけでは、「車両の消失」は立証できても、「盗難」の立証にはなっていないのではないかという批判

がありうる場所である。

ここで、「被保険者本人」が車両を動かしたことの立証の可否が重要である。保険者側が、契約者本人が車両を動かしたことを立証すれば、それは故意の立証が成功したことになるし、契約者側が自ら車両を動かさなかったこと（アリバイ）の立証をすれば、車の消失は第三者による移動にほかならず、盗難の外形的事実を立証したことになるだろう。

しかし、この事実が直接に立証できない場合であっても、請求者側が、(i)第三者にも当該車両を持ち去ることができ、可能性が大きいこと、(ii)車両が駐車されていた付近で多数の盗難事件が起きていたこと、(iii)被保険者本人には不正請求をする事情がなんら見当たらないこと、などの間接事実を立証すれば、「第三者が車両を持ち去った」という事実は合理的疑いを入れない程度に立証できるといえるべきである。ただし、先にみたように、保険契約は契約者（請求者）の正直性を前提として設計されているからである。

(3) 故意の立証

本件最高裁判決が出される以前、車両保険における故意

の立証責任の所在が明確でなかった段階では、事実審の裁判官は、盗難発生の事実と故意の立証を一体的・総合的に判断していたものと思われる。すなわち、実務上は、請求者側および保険会社側がそれぞれに有利な証拠を出し合っており、裁判官は、いずれの証拠が優勢であるかを判断することにより、保険金請求を認容するかどうかを決定する傾向にあったといえる。

しかし、すでに指摘したとおり、本件最高裁判決が請求者側に「盗難の外形的事実」の立証を求めることにより保険金請求権発生の要件を明確にしたことから、「盗難の外形的事実」という保険事故発生の高度の蓋然性がクリアできない限り、結局、保険事故発生の証明がないという事実認定になる可能性が高い。したがって、これとのバランスからいえば、盗難の外形的事実が立証されたときには、保険者側は、単に盗難の発生状況について疑問点があることを指摘するだけでは足りず、免責事由である「請求者の故意」を高度の蓋然性をもって立証しなければならぬことになる。

この点については、火災保険の放火事案における請求者の故意の認定例が参考となる。火災保険の場合には「火災」という保険事故の発生自体について疑念の余地がないため、

故意の立証がとくに問題となるからである。本稿では判例評釈という性質上過去の裁判例について横断的な検討を行うことはできないが、以下に掲げる火災保険の判例は保険者側が請求者の故意を高度の蓋然性をもって立証することに成功した事案として、車両保険の盗難事案における請求者の故意の認定にあたって参考となるであろう。

まず、故意の立証責任の所在のいかんにかかわらず、請求者の故意が認定できる例として、神戸地判平成一四年五月二二日²⁰がある。同判決においては、火災当時に請求者が経済的に困窮していたこと、火災が生じた時期が建物の明け渡し期限の直前であること、火災直前に少くない保険料を支払って重複保険契約を締結していること、加入している保険金額等の総額が保険価額に比して過大であること、火災に建物内部状況を知る者が関与していると推認されること、また、請求者が火災後に現場状況を早急に改変しようとしたり、損害額を過大に請求したりしていること、などから総合的に判断して、当該火災は請求者と意を通じた第三者による放火であることが推認できるとされた。

また、保険契約者は「偶然性（非故意性）」の立証をする必要はないという前提をとりつつも請求者の故意を認定した例として²¹、旭川地判平成一四年九月二六日²²は、請求者

車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決

の経済的困窮や、保険契約が高額であること、陳述内容の不自然性などに加えて、火災の原因が放火であるとみられること、火災発生が保険契約締結からわずか半年後であること、損害額を過大に申告していること、第三者による放火の可能性は低いこと、などを総合勘案して、保険契約者がその意思のもとに火災の発生に関与したものと推認している。

五. 結語

車両盗難の事案については、それが真実の盗難であるのか、あるいは、不正請求のための偽装であるのかの見極めが困難である。とりわけ、保険金請求権発生要件の「盗難」について、いかなる具体的事実の立証を請求者側に要求するべきかが問題となる。

本稿で検討したように、本件最高裁判決が自動車保険約款の車両条項における「偶然」の意義を商法の規定と同様に解し、それは非故意性を意味しないとして、故意の立証責任を保険者側に課した判断は妥当なものと思われるが、モラル・リスクへの対応を背景にして、「第三者による持ち去り」の立証責任を請求者側に要求したことは疑問である。

本件最高裁判決で示された定式を形式的に適用すれば、車両盗難の事案において具体的妥当性を欠く結論を導く場合が少なくないものと思われる。

今後、訴訟実務の現場では、「盗難発生の外形的事実」の立証ハードルを乗り越えるために、本稿で提案したオセロ方式の立証方法も含めて、請求者側代理人により種々の立証上の工夫がなされるものと思われるが、具体的妥当性をもった事案解決のためには保険事故発生に關して事実審裁判所による柔軟な認定姿勢が不可欠であろう。

- (1) 大森忠夫「保険法(補訂版)」六一―六二頁(有斐閣、一九八五)。
- (2) 最判平成一三年四月二〇日(判時一七五二号一七一頁)。
- (3) 例えば、竹濱修「判批」リマークス二五号一〇九頁、木下孝治「判批」平成一三年重要判例解説一〇八頁、榊素寛「判批」商事法務一七〇八号四一頁など。
- (4) 最判平成一六年六月一〇日(判時一八六四号一六八頁)。
- (5) 車両盗難事案について、大阪地裁の実務の趨勢を分析したうえで、一応保険金請求者側に盗難事故発生立証責任があるとしながらも、被害届の提出、受理等の保険事故を推認させる程度の一応の外形的事実が立証されれば、保険者が前記推認を覆すに足る事実を立証しない限り保険事故を認定することができる、という見解が主張されていた(判例タイムズ一六一号一―一二二頁)。しかし、平成一三年判決以降は、上記の事実認定のあり方は変化し、全証拠から盗難事故の有無を判断したとみられる下級審裁判例も少なくはなかった。
- (6) 西嶋梅治「火災保険金請求訴訟と立証責任」損保六七卷三号一頁、同「火災保険金請求訴訟と立証責任」自動車保険ジャーナル一六二五号二頁。
- (7) 最判平成一八年六月一日・最判平成一八年六月三日(判時一九四八号一六四頁)。
- (8) 榊素寛「判批(平成一六年判決)」民商一三三卷六号二〇七頁、二二四頁参照。
- (9) 山下友信「オールリスク損害保険と保険金請求訴訟における立証責任の分配」川井田尾編『転換期の取引法』五一―八頁(商事法務、二〇〇四)。
- (10) 山下・前掲五四五頁。
- (11) 奥田隆文「西岡繁靖「判例紹介」法の支配平成一九年一月号五〇頁、六〇―六一頁。
- (12) 西嶋梅治「自動車車両盗難保険における立証責任の分配——ゴルフキーパーのいないサッカー試合の不毛性——」損害保険研究六三卷二号一頁。
- (13) 保険問題研究会「保険被害救済ハンドブック」(民事法研究会、二〇〇七)、資料編二六三頁参照(葉袋真司弁護士)。
- (14) 山下・前掲五一八頁。
- (15) フランス保険法の通説によれば、被保険者の善意は推定されるという。山野嘉朗「保険事故の偶然性の意義と保険金請求訴訟における立証責任の分配」生命保険論集一五四号一頁(二〇〇六)、一六頁。
- (16) 山下・前掲五四六頁。
- (17) 本件②事件はそのような例にあたるだろう。また、筆者が請

求者側代理人としてであった例として、大阪地判平成一九年一月三〇日（判例集未登載）。

(18) 座談会「民事訴訟における証明度」判タ一〇八六号四頁、二七頁の議論を参照。

(19) 日撃者等がない場合には、第三者による持ち去りの事実を具体的に立証することは極めて困難であると思われることからすると、本件最高裁の定式を一般論として認めることには疑問がある、と指摘されている。山本哲生「保険事故の偶然性について」生命保険論集一六〇号一頁、二四頁。

(20) LEX/D B判例データベース掲載。

(21) 火災保険について故意の立証責任が保険者側にあることが明確にされた平成一六年最高裁判決以降は、この判決と同様に、高度の蓋然性をもって免責事由である請求者の故意の立証が要求されることになる。

(22) LEX/D B判例データベース掲載。